

建築物エネルギー消費性能基準適合認定手数料

A. 【住宅の場合】

区 分		1棟あたりの手数料			
		技術的審査あり (円)	技術的審査なし		
			仕様基準等 (円)	左記以外の評価方法 (円)	
1戸建ての住宅		5,000	18,700	36,800	
共同住宅等	住戸部分 (申請戸数)	1戸	5,000	18,700	36,800
		2戸～5戸	10,100	35,300	74,500
		6戸～10戸	17,300	51,200	104,800
		11戸～25戸	28,900	73,600	147,500
		26戸～50戸	48,400	111,100	211,900
		51戸～100戸	86,800	168,100	303,800
		101戸～200戸	137,400	239,500	411,500
		201戸～300戸	173,600	309,500	539,600
	301戸以上	185,100	352,100	633,600	
	共用部分 (床面積)	300㎡以下	10,100	117,900	117,900
		300㎡超～1,000㎡以下	18,400	155,500	155,500
		1,000㎡超～2,000㎡以下	28,900	194,500	194,500
		2,000㎡超～5,000㎡以下	86,800	303,000	303,000
		5,000㎡超～10,000㎡以下	137,400	389,100	389,100
10,000㎡超～25,000㎡以下		173,600	465,100	465,100	
25,000㎡超		217,000	541,700	541,700	

B. 【非住宅の場合】

区 分		1棟あたりの手数料の金額		
		技術的審査あり (円)	技術的審査なし	
			モデル建物法 (円)	左記以外の 評価方法 (円)
非住宅建築物 (床面積)	300㎡以下	10,100	93,800	256,700
	300㎡超～1,000㎡以下	18,400	124,900	321,600
	1,000㎡超～2,000㎡以下	28,900	157,300	415,200
	2,000㎡超～5,000㎡以下	86,800	254,700	592,600
	5,000㎡超～10,000㎡以下	137,400	332,600	730,000
	10,000㎡超～25,000㎡以下	173,600	399,800	862,900
	25,000㎡超	217,000	469,000	984,500

C. 【複合建築物の場合】

区分	1棟あたりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額。この場合においてA.【住宅の場合】の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 1戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 次のア及びイに掲げる金額を合算した金額 ア A.【住宅の場合】の表に掲げる1戸建ての住宅の手数料の金額 イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じたB.【非住宅の場合】の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</p> <p>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 次のアからウまでに掲げる金額を合算した金額 ア 住戸部分の総戸数に応じたA.【住宅の場合】の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 イ 共用部分の床面積に応じたA.【住宅の場合】の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ウ 住戸以外の用途に供する部分の床面積に応じたB.【非住宅の場合】の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</p> <p>(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号ア及びウに掲げる金額を合算した金額</p>
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、A.【住宅の場合】の表に掲げる1戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額